補償コンサルタント CPDマニュアル

Ver1.4 (平成 29 年度改訂版)

https://www.jcca-net.jp/cpd/

平成29年4月1日

一般社団法人日本補償コンサルタント協会 補償コンサルタント継続的能力開発 (CPD) 制度協議会

はじめに

現在、一般社団法人日本補償コンサルタント協会認定の補償業務管理士は7,700名 (延べ人数で約21,000人)を超え、国土交通省をはじめとする各起業者の用地調査 等共通仕様書等において、主任担当者の資格として規定されるなど、国・地方公共団 体等の発注機関から高い評価と信頼を得ている。

そのようななか、国民の権利意識の高揚や補償対象案件の複雑化・多様化や、総合補償部門の創設により公共用地交渉をはじめとする業務範囲の拡大がみられ、さらに防災対策等の国土強靭化施策に対応するため、補償業務管理士はもとより補償コンサルタント業務従事者の資質の継続的な向上が求められている。

このため、協会では、補償コンサルタント業務従事者の継続的教育訓練として、毎年計画的に研修・講習等を実施するとともに、補償業務管理士資格者に対しては5年毎の登録更新講習を実施している。

しかしながら、この継続的教育訓練は、その実施・参加はもちろん研修履歴の管理等も個々の企業または技術者に任されている状況で、補償コンサルタントの資質向上を目的とする協会においては、その更なる推進と、会員の教育訓練への取組をサポートする仕組の構築が求められている。

一方、近年、国土交通省では総合評価ガイドラインにおいて技術者の評価項目としてCPD(Continuing Professional Development、「継続的能力・職能開発」、「継続職能研修」などと訳される)を評価項目のひとつとし、すでに関東地方整備局、四国地方整備局及び九州地方整備局では、土木関係建設コンサルタント業務等及び建築関係建設コンサルタント業務において、指名または特定・入札段階で、予定主任担当者等の技術者評価として、年単位で各CPD運用団体の年間推奨ポイント数を取得していることで評価点が加算されることとなっている。この取組みは、地方公共団体の一部にも採用され、拡大の傾向にある。平成26年の公共工事の品質確保法の改正では、地方公共団体も含めた公共事業発注者に、適切な技術者の評価が求められることとされており、同様の動きはさらに広がることが予想される。

これらのことから、補償コンサルタント業務従事者においても、継続的な教育訓練を通じた資質向上は必要不可欠であり、特に、補償業務管理士は、その責務の重大さから、継続的な努力が求められるものであり、資格の維持(更新)と連携した仕組みとすることが必要である。また、そのための仕組みの構築は、会員の底上げはもちろん、業振興に繋がるものであり、ひいては公共の福祉増進に資するものと確信する。よって、ここに補償コンサルタントCPD制度を構築し、広く活用しようとするものである。

補償コンサルタント継続的能力開発制度運営委員会

1. 目 的

補償コンサルタント継続的能力開発制度(略称を「補償コンサルタントCPD」とし、以下、「補償コンサルタントCPD」といいます。)は、補償コンサルタント業務に携わる技術者が、業務を通じた正当な補償の実現が国民の福祉増進に寄与するものであることを認識し、研修・講習会、講演会、研究発表会、シンポジウムなど各種プログラムによる自己研鑽の活動を通じて、必要な技術力と資質の維持・向上を図ることを目的としています。

補償コンサルタントCPDの具体的な目的は、次のとおりです。

- 努力する補償コンサルタント技術者の評価(社会的地位の向上)
- 補償コンサルタント技術者の技術レベルの維持向上(品質の確保)
- 補償コンサルタント技術の体系的な学習(総合的自己啓発の推進)
- 技術と経営に優れた補償コンサルタント(法人)の評価(人材に対する投資の 拡大)

2. 用語の定義

このマニュアルで使用する用語の定義は次のとおりです。なお、マニュアル中で別に定義する場合はそれによります。

- 個人会員・・・補償コンサルタントCPDに参加する、会員登録をした個人をいいます。
- 法人会員・・・個人会員が所属する法人・団体等で、会員登録をした法人・団体等 をいいます。
- 協議会・・・補償コンサルタントCPDの構成団体で組織する、補償コンサルタント継続的能力開発(CPD)制度協議会(略称を「補償コンサルタントCPD協議会」とします。)をいいます。
- 構成団体・・・CPD対象研修等を主催または共催することのできるCPD協議会を構成する団体をいいます。(協会の本部・支部・都県部会)
- 実施団体・・・構成団体以外の、研修等を主催または共催しようとする団体等で運営委員会が認めた団体等をいいます。(法人会員または法人会員を含むグループ等も実施団体となることができます。)
- 運営委員会・・一般社団法人日本補償コンサルタント協会に設ける、協議会のもとで、補償コンサルタントCPD制度の運営を行う補償コンサルタント継続的能力開発制度運営委員会(略称を「CPD運営委員会」とします。)をいいます。

事務局・・・一般社団法人日本補償コンサルタント協会に設ける、協議会の事務を処理し、運営委員会を補佐する補償コンサルタント継続的能力開発(CPD)制度運営事務局(略称を「CPD事務局」とします。)をいいます。

協会会員・・・一般社団法人日本補償コンサルタント協会の会員をいいます。

3. 補償コンサルタントCPDポイント認定の基本原則

補償コンサルタントCPDに係わるポイントを認定する基本原則は、次の4つです。

● 公開性

原則として、補償コンサルタント技術者が等しく参加できる研究発表会、講習会、研修会などの参加者および講師を対象にします。(法人内部、グループ等で実施する非公開の研修会、協会の委員会等については、その内容・講師・参加者等が客観的に検認できる場合にのみ対象とすることができることとします。)

● 客観性

ポイントは、内容、研修等の実質時間などを勘案して妥当かつ公正なものとします。

● 検認性

構成団体もしくは実施団体による証明、または、参加を証明する修了証、参加証、 講師依頼状等の検認を必要とします。

● 帰属性

共催等の複数の団体で実施された講習会、研修会、研究発表会等においては、いずれか一つの団体からのみしか登録できないものとし、二重登録を禁止します。(ただし、補償コンサルタントCPD以外のCPD制度による登録を妨げるものではありません。)

4. 対象者及び会員種別

補償コンサルタントCPDの対象者は、原則として、用地補償業務又は補償コンサルタント業務に従事する全ての者とし、申請により個人会員となります。(詳しくは「5. 補償コンサルタントCPDの構成」①学習履歴台帳の登録および会員証の発行を参照。)

なお、将来的な法人評価に備え、また、学習履歴の管理や会費及び手数料の納入等

の利便性等から、個人会員が所属する法人・団体等は、申請により法人会員となることができます。(協会会員は自動的に法人会員となります。)

5. 補償コンサルタントCPDの構成

補償コンサルタントCPDの構成は、以下のとおりとします。

なお、これらはすべて、利用者の便宜性等に配慮し、Web上の補償コンサルタントCPDシステム(以下、「CPDシステム」といいます。)を用いて行うことを原則とします。

CPDシステムのURL https://www.jcca-net.jp/cpd/

① 学習履歴台帳の登録および会員証の発行

補償コンサルタントCPDへの参加を希望する個人は、補償コンサルタントCPD 会員台帳(以下、「会員台帳」といいます。)に登録されるとともに、協議会から補償 コンサルタントCPD会員者証(以下、「会員証」といいます。)が発行されます。

なお、会員台帳には、氏名、フリガナ、生年月日、住所、保有資格、所属法人等の 名称、登録年月日等の個人情報のほか、ポイント数を含む学習履歴等の情報が登録さ れます。なお、会員台帳は運営委員会で厳重かつ統合的に管理します。

会員証は、補償コンサルタントCPDに参加している個人に発行するものであり、 研修会や講習会等において必要に応じて提示できるように常時携行してください。

a) 学習履歴台帳の登録

学習履歴台帳への登録は、個人会員が直接申請して下さい。

なお、申請時の記載事項に変更が生じた場合には、登録内容の変更を申請してください。変更が生じた事項が、会員証の券面に表示されている情報の変更に該当するときは有償で会員証を再発行します。

b) 会員証の形状および記載事項

会員証の形状および記載事項は、次頁のとおりとします。

c) 会員証の再発行の手続き

会員証の記載事項の変更または紛失等により再発行を希望する者には、申請することにより、有償で再発行します。

d) 会員証の有効期間

会員証の有効期間は発行日から5回目の年度末(3月31日)とし、更新は有効期間経過前に行います。なお、c)会員証の再発行手続きにより再発行された会員証の

有効期間も、再発行前の会員証の有効期間とします。

会員証のイメージ (サイズ、材質はクレジットカード程度)

(表面)

補償コンサルタントCPD会員証

会員番号 Q00****

顔写真 28×21mm 氏 名 〇〇 〇〇 所 属 ㈱〇〇コンサルタント 生年月日 **/**/** 登録年月日 **/**/** 発行年月日 **/**/** 有効期限 **/**/**





注意事項

この会員証は常に携帯し、研修参加時等は必要に応じて提示してください。

研修会場にQRコードの読取機が設置されている場合は、表面のコードを機械にかざしてください。 この会員証を貸与したり譲渡したりすることは固く 禁じます。

補償コンサルタントCPD制度の詳細及び各種手続等は以下で確認できます。

補償コンサルタントCPDシステムURL

https://www.jcca-net.jp/cpd/

(裏面)

② 学習プログラムの認定

構成団体または実施団体(以下、「構成団体等」といいます。)が主催または共催する研修会・講習会・講演会・論文発表等の学習プログラムを、運営委員会があらかじめ定める基準により補償コンサルタントCPD学習プログラムとして認定します。

学習プログラム等の審査は、構成団体等が学習プログラム等の詳細を事務局に申請し行われます。事務局は、学習プログラム等を審査し、その結果を当該構成団体等に通知します。構成団体等が実施する参加型学習については、原則として、CPDシステムのページに実施予定研修として掲載し公表します。

③ 学習プログラムの提供

学習プログラムは、構成団体等が主催する各種の研修会・講習会・講演会・論文発表等のほか、協会活動を通じた情報収集(構成団体の委員会等)、図書の定期購読等

で、原則として、事前に公表し提供します。(自己学習及び業務経験については、原則として申請により事後に審査し認定します。)

また、これらの学習プログラムは、原則として事前に補償コンサルタントCPD学習プログラムとして設定されている必要があります。

a) 補償コンサルタントCPDの学習形態

学習の形態は、大きく分類すると①参加学習、②情報提供、③業務経験、④技術協力、⑤自己学習、⑥その他があり、それぞれに対応した学習プログラムがあります。

b) 補償コンサルタントCPD学習プログラムと学習手段 学習プログラムとその内容を学習形態別に表すと、次表のとおりです。

形態	学習	プログラム	内容
参加学習	特別認定講習	補償業務管理士 資格更新講習会	補償業務管理士研修実施規程に定める「更新講習」の受講
		補償業務管理士 資格取得研修	補償業務管理士の資格取得において受講が義務付けられる「共通科目研修」
			補償業務管理士の資格取得において受講が義務 付けられる「専門科目研修」
	研修会•講 習会	一般研修•講習	構成団体の講習会、研修会の受講〔他団体との 共催及び、国、地方公共団体、用対連、(一財)
			公共用地補償機構、(一財)全国建設研修センタ 一、(一社)日本補償コンサルタント復興支援協
			会が主催するものを含む〕(補償コンサルタントに関連するもののほか、倫理、一般教養、関連
			分野等に関するものも含む) 上記団体以外の実施団体の講習会・研修会の受
			講(補償コンサルタントに関連するもののほか、 倫理、一般教養、関連分野等に関するものも含
		講演会・シンポ	む) 構成団体の講演会・シンポジウムへの参加(補
		ジウム	償コンサルタントに関連するもののほか、倫理、 一般教養、関連分野等に関する物も含む)
			構成団体以外の実施団体の講演会・シンポジウムへ参加(補償コンサルタントに関連するもの
			のほか、倫理、一般教養、関連分野等に関する ものも含む)
	企業内の 研修・講習	講習会・研修会 の参加	企業内の研修会・講習会への参加(補償コンサ ルタントに関連するものに限る)
		講習会・研修会 の講師	企業内の研修会・講習会の講師(補償コンサルタントに関連するものに限る)

	NA AL SIN	>	
	海外調	海外調査等	構成団体派遣の海外調査(補償コンサルタント
	査・会議・		に関連するものに限る)
	教育セミ		構成団体派遣の国際会議・教育セミナー等への
	ナー		参加(補償コンサルタントに関連する物に限る)
			官公庁依頼の海外調査、国際会議等参加(補償
			コンサルタントに関連するものに限る)
			構成団体以外の実施団体の海外調査、国際会議
			等参加(補償コンサルタントに関連するものに
			限る)
情報提供	講師等	講師	構成団体の講習会、研修会、シンポジウム等の
			講師、パネリスト(補償コンサルタントに関連
			するもののほか、倫理、一般教養、関連分野等
			に関するものも含む)
			専門学校等の講師(構成団体の派遣するものな
			ど補償講座に限る)
		調査研究等発表	調査研究報告等の発表(補償コンサルタントに
		,,,==,,,,=,,,=,,	関連するものに限る)
	社会貢献	社会貢献活動	補償コンサルタントの専門知識・技術を生かし
			た社会貢献(原則として業務として行うものを
			除く)
業務経験	<u> </u>	業務実績	主任担当者として担当した補償コンサルタント
>1< 3)3 /1-1-3) C		714.047.4794	業務
			担当技術者、業務従事者として担当した補償コ
			ンサルタント業務
			照査技術者として担当した補償コンサルタント
			業務
技術協力		執筆活動	専門誌原稿執筆(補償コンサルタントに関連す
12011 0000		174-1129	るものに限る、共同執筆、共著を含む)
			構成団体会報誌原稿執筆
		委員会活動	構成団体の役員会、委員会等の活動
		女只云旧到	構成団体の及真会、要真会等の信動は構成団体以外の団体の委員会等活動(補償コン
			サルタントに関連するものに限る)
		↑+ /∺ + √+ √+ ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	構成団体の総会(支部総会、部会総会を含む)
		補償業務管理士	試験問題の作成
		試験	問題回答等の審査・査読
			口述試験の立会い
自己学習		専門雑誌購読	協会誌「補償コンサルタント」及び構成団体発
			行誌の掲載記事による学習
			その他団体等の会報誌・機関紙及び市販の専門
			雑誌等(補償コンサルタントに関連するものに
			限る)の購読による学習
その他		その他	補償コンサルタント業務に関連する活動等

※補償コンサルタントCPD学習プログラムのうち参加学習に係るものの広報は、主催または共催する構成団体が行うほか、原則として、運営委員会が認定したのちにCPDシステム上で公開されます。

c)「補償コンサルタントCPD」の技術指導

補償コンサルタントCPD学習プログラムの講師を行う者は、補償コンサルタント技術に関して一定の水準以上の知識と経験が必要です。このため、補償コンサルタントCPD「公認講師」資格基準により、講師の技術水準の確保を図ることとしています。(詳細は、別紙2「補償コンサルタントCPD『公認講師』の資格に係わる基準」を参照)

④ 学習の評価

学習の評価は、運営委員会が定める基準により、ポイントをもって表記します。 ポイントは、その都度加算され、個人別及び法人別の学習履歴台帳に記録されます。

a) 学習評価の単位

学習単位のポイントは、主に時間をポイントに換算しますが、その換算ポイントは 基準により学習時間及び内容等の審議を経て運営委員会が決定します。(詳細は、別 紙1「補償コンサルタントCPDが対象とする研修等の分類」、別紙2「補償コンサ ルタントCPD学習プログラム及びポイント数に係わる基準」を参照)

b) 推奨する取得ポイント数

ポイントの取得は、学習分野の総計で、5年間で150ポイントまたは1年間で30ポイント以上を推奨しています。

ただし、発注機関等他の機関が評価基準とするポイント数は、その機関の定めると ころによります。

c) 補償業務管理士の更新に必要なポイント数

補償コンサルタント業務の受注・遂行において重要な資格である補償業務管理士の 方は、その責務から、特に継続教育を心掛ける必要があります。そのため、補償業務 管理士の5年ごとの更新にあたっては、更新講習の申込時点において、その前回の更 新時からの累計で最低80ポイントを取得していることが受講資格となります。補償 業務管理士の方は、特にこのことに留意してください。

なお、本制度が定着するまでの当面の間、資格取得後、初回の更新についてはこの 受講資格要件を問わないこととしています。

⑤ 学習履歴の登録と管理

補償コンサルタントCPD学習プログラムに参加した会員の学習履歴(氏名、学習内容、学習日、学習分野、ポイント数等)は、運営委員会において厳重かつ統合的に保存管理されます。

a) 学習履歴の登録

学習履歴の登録申請は、学習履修後に、構成団体等から、または、参加者本人から 学習履歴の登録を申請して下さい。(構成団体が実施する講習会、研修会などの学習 プログラムについては、当該構成団体が参加者名簿をシステムに登録することにより、 一括で登録することができます。)

なお、申請できる期間は、履修後6ヵ月以内を原則とします。

申請書類が承認に必要な条件を満たさない場合は、申請者へ差戻しとなります。差戻しから1年以上経過した場合や、事務手続き上、CPD事務局が必要と判断した場合は、申請書類を削除致しますのでご注意下さい。

b) 学習履歴の管理

学習履歴の管理は、補償コンサルタントCPD学習履歴台帳に登録し管理します。

c)登録の抹消

個人会員または法人会員の申請内容に虚偽の記載等が判明した場合、年会費を納入期限から1年以上納めなかった場合等には、運営委員会において登録の抹消などの措置を講じますのでご注意下さい。

年会費の未納により抹消された個人会員または法人会員の登録を復活するには、再 度新規入会(再入会)の手続きをしてください。(虚偽記載等による抹消の場合は、 運営委員会で別途協議します。)

この場合、過去のポイント及び学習履歴についても、納めるべき年会費の納入期限の2年後に抹消し復活できなくなりますのでご注意ください。なお、2年未満の期間中に会員の登録を復活する(再入会)した会員が、抹消前の過去のポイント及び学習履歴を引き続き利用したい場合には、納入しなかった年会費を遡って納入する必要があります。

⑥ 学習履歴の証明

学習履歴台帳に登録された個人会員または法人会員は、補償コンサルタントCPD 学習履歴証明書の発行をシステム上で申請することにより、証明書を受け取ることが できます。

学習履歴の証明は、個人会員または法人会員の申請により、個人または法人が証明を必要とする期間の学習履歴及びポイント数を記載した学習履歴証明書が、個人会員単位または法人会員単位で発行されます。

なお、ポイントの有効期間は、個人会員、法人会員とも、会員である限り無期限とします。ただし、発注機関など他の機関が評価基準とする累積ポイントの有効期間等は、その機関の定めるところによります。

手続き等については、⑧諸手続及び手数料を参照してください。

⑦ ポイントの公開

ポイントの一般向けの公開は、当面行いませんが、将来的には、補償コンサルタントCPD登録番号、ポイント総数の2項目をシステムのホームページに掲載することを検討します。この場合、原則として、氏名等の個人情報は、公開しません。

なお、特定の発注機関からの氏名等を含む公開の要請については、今後の検討とします。

⑧ 諸手続き及び手数料

- a) 補償コンサルタントCPD学習の諸手続および手数料の種類 補償コンサルタントCPD学習に関する手続きの種類及び手数料は、以下のとおりです。手続きの方法はすべて、システムに所定の事項を入力して申請して行いますが、手数料の請求手続については、郵送等の方法により文書をもって行います。
 - 1) 学習プログラムの認定手数料 構成団体=無料 実施団体=法人会員及び非営利団体は無料、それ以外の場合は原則として 10,000円/件
 - 2) 学習履歴台帳への登録及び会員証の発行手数料(初期登録) 法人が協会会員である場合の当該法人に所属する個人会員=無料 法人が協会会員でない場合の当該法人に所属する個人会員=4,000円/人 法人に所属しない個人会員=4,000円/人
 - 3) 会員証の有効期間内の変更・紛失・毀損等により、再発行を CPD 会員証再発行 依頼書にて申請した場合等の手数料

法人が協会会員である場合の当該法人に所属する個人会員=2,000 円/人 (所属が協会非会員から協会会員に変わる場合は2,000 円/人) 法人が協会会員でない場合の当該法人に所属する個人会員=4,000 円/人 (所属が協会会員から協会非会員に変わる場合は4,000 円/人) 法人に所属しない個人会員=4,000 円/人

尚、個人会員が補償業務管理士研修及び検定試験実施規程に基づき、補償業務 管理士資格を得た場合も、登録情報変更により、会員証再発行(有料)が必要と なります。

4) 会員証の更新手数料(5年ごとの更新) 法人が協会会員である場合の当該法人に所属する個人会員=2,000円/人 法人が協会会員でない場合の当該法人に所属する個人会員=4,000円/人 法人に所属しない個人会員=4,000円/人 5) 学習履歴の登録

構成団体または実施団体が確認し一括登録するプログラム=無料

上記以外の個別登録プログラム(運営委員会の個別審査を必要とするプログラム)で、法人が協会会員である場合の当該法人に所属する個人会員が登録するもの=無料(平成30年度(予定)より、参加学習外部団体主催の研修・講習会=1,000円)

上記以外の個別登録プログラム(運営委員会の個別審査を必要とするプログラム)で、法人が協会会員でない場合の当該法人に所属する個人会員または法人に所属しない個人会員が登録するもの=1,000円

- 6) 学習履歴証明書の発行手数料 すべて=無料
- 7) 補償業務管理士の方の更新講習受講資格証明書の発行手数料 すべて=無料(試験委員会事務局によるCPDポイント数参照に同意していただ く場合は発行不要です)
- 8) 年会費(初回登録時を除き、有効期限満了の約1月前に請求しますので、満了 日までに会費を納入してください)

法人が協会会員である場合の当該法人に所属する個人会員=1,200円/人・年 法人が協会会員でない場合の当該法人に所属する個人会員=3,600円/人・年 法人等に所属しない個人会員=3,600円/人・年

法人会員=法人等が協会会員である場合は無料、その他は12,000円/法人・年

b) 手続きの手数料金の払込先

各種手続きに係る手数料は、次の口座に振り込むものとします。

三井住友銀行三田通支店 普通 8428515

シャ) ニホンホショウコンサルタントキョウカイ

一般社団法人日本補償コンサルタント協会

なお、法人会員については、あらかじめ当該法人等に所属する個人会員の連携登録を しておくと年会費、手数料等をまとめて振り込むことができます。手数料等は消費税 込。手数料等の振込手数料はご負担願います。初年度年会費は登録時に入金していた だきます。また、入金された会費、手数料等は原則として返金対応は一切できかねま す。

⑨ 補償コンサルタントCPDの運営組織

補償コンサルタントCPDを運営するため、協議会、運営委員会及び事務局を設置 して上記各事項についての処理を行います。

CPD協議会、運営委員会及び事務局は、一般社団法人日本補償コンサルタント協

会内に置きます。なお、運営委員会及び事務局の設置運営に関する事項は別に定めます。

⑩協議会

協議会の構成団体及び協議会の運営に必要な事項は別に定めます。

① CPD制度創設時の補償業務管理士更新に必要なポイント数の適用時期

④学習の評価 c)補償業務管理士の更新に必要なポイント数を適用するのは、平成33年度からとします。具体的に対象となるのは、平成28年度に更新をする補償業務管理士の方からです。

なお、平成32年度以前に何らかの事情で更新をせずに資格の停止中の方で平成33年度に更新講習を受講しようとする方にも適用されますのでご注意ください。

別紙1

補償コンサルタントCPDが対象とする研修等の分類

分類番号	•	対象分野・科目等	摘 要
分類 I	1	補償の法理等の共通部門	左の各部門の1
	2	土地調査部門	または複数の分 野の研修等を対
	3	土地評価部門	象とする
	4	物件部門	
	5	機械工作物部門	
	6	営業補償・特殊補償部門	
	7	事業損失部門	
	8	補償関連部門	
	9	総合補償部門	
分類Ⅱ	1	倫理	左の各部門の1
	2	経営改善	または複数の分 野の研修等を対
	3	一般教養	象とする
	4	その他、土木・測量・建築等の補償コンサルタン ト周辺分野または科目	

別紙 2-1 補償コンサルタント C P D制度対象プログラムと付与ポイント

形		態	内容	時間数	換算単位数 (ポイント)	年間上にポイン	
		更新講習会	補償業務管理士研修実施規定に定める「更新講習」の受講		1 5 p	な	し (一社)日本補償コンサルタント協
	特別認定 講習	管理士資格取得研	補償業務管理士の資格取得の「共通科目研修」	受講時間数	2 p/時間 (30分1p)	な	─ 会(補償業務管理士試験委員会)が 登録。なお、更新講習会の受講ポイ し ントは、5年以上を経過していても
		修	補償業務管理士の資格取得の「専門科目研修」	受講時間数	2 p/時間 (30分1p)	<i>'</i> +	次回の更新講習申し込みまで有効。
		一般研	構成団体の講習会、研修会のうち、別紙1 分類Iにかかるものの受講(他団体との共 催、その他一部団体を含む)	受講時間数	2 p/時間 (30分1p)		構成団体が行うものは、原則として、構成団体が登録。外部団体の実
	研修会· 講習会	修・講習	構成団体の講習会、研修会のうち、別紙1 分類IIに係るものの受講(他団体との共催、 その他一部団体を含む)及び外部団体の講 習・研修の受講	受講時間数	1 p/時間	な	し 施するものは、原則として、受講等 を証明する書類を添付して個人会 員が申請。
参加学習	畊日 云	講演会・シ	構成団体の講演会・シンポジュウムのうち、 別紙1分類Iにかかるものへの参加	受講時間数	2 p/時間 (30分1p)		原則として、構成団体が登録。
		呼(伝 ・	構成団体の講演会、シンポジュウムのうち、 別紙1分類Ⅱに係るものの受講(他団体と の共催を含む)及び外部団体の講演会・シ ンポジュウムへ参加	受講時間数	1 p/時間	な	し 原則として、受講等を証明する書類 を添付して個人会員が申請。
	企業内の	講習会・研 修会	法人会員が実施する研修会・講習会のうち、 別紙1分類Iにかかるものへの参加 (法人会員主催の企業内研修に、非法人会員 の個人会員の参加を認める)	受講時間数	1 p/時間	あわせ	原則として、実施内容、受講者等を 証明する書類を添付して法人会員 て が申請。
	研修・講習	講習会・研修会の講師	法人会員が実施する研修会・講習会のうち、 別紙1分類Iにかかるものの講師	受講時間数	2 p/時間 (30分1p)	10 г	法人会員主催の企業内研修に、非法 人会員の個人会員が参加した場合 個人会員が申請。

			株子団ケ河東の海州部本	н	业.				
			構成団体派遣の海外調査	日	数				
			構成団体派遣の国際会議・教育セミナー等	目	数			原則として、構成団体が登録。	
	海 外 調		への参加	I		2 p/日			
	査・会	海外調査	官公庁依頼の海外調査、国際会議等参加	日	数		なし	原則として、参加等を証明する書類	
	議・教育	等				(出・帰国日は	なし	および当該調査等が補償コンサル	
	セミナー				Stat	対象外)		タントに関するものであることを	
			他団体依頼の海外調査、国際会議等参加	目	数			証明する書類を添付して個人会員	
								が申請。	
			構成団体、各用対及び自治体実施の講習会、					- 1 H110	
			研修会、シンポジウム等のうち、別紙1分	担当日	寺間数	4 p/時間		原則として、構成団体の行うなうも	
			類Ⅰにかかるものの講師、パネリスト	15 3 4	7 1FJ 3X	(15分1p)		のは、構成団体が登録。それ以外は	
			構成団体、各用対及び自治体実施の講習会、					講師等であることを証明する書類	
				+H 기/ H	十. 日日 米人	2 p/時間		を添付して個人会員が申請。	
		***	研修会、シンポジウム等のうち、別紙1分	担当中	寺間数	(30分1p)		で称門して個八云貝が甲胡。	
		講師	類Ⅱにかかるものの講師、パネリスト					#	
						4 p/時間	,	構成団体派遣の専門学校補償講座	
	講師						なし	講師については構成団体が登録。そ	
情報			専門学校等の講師	担当印	寺間数	(15分1p)		れ以外は、補償コンサルタントに関	
提供						(10), 1 p)		する講師などであることを証明す	
								る書類を添付して個人会員が申請。	
			# 1 T L 7 T					構成団体が実施する場合は、構成団	
		調 査 研 究等発表	構成団体、各用対及び自治体実施の補償コ	発表時間数		4 p/時間 (15 分 1 p)		体から登録。それ以外は発表者であ	
			ンサルタントに関する調査研究報告等の発		守间数			ることを証明する書類を添付して	
		* > = * *	表					個人会員が申請。	
			 補償コンサルタントの専門知識・技術を生						
	社会貢献	社会貢献	かした社会貢献(活動が公共性のあるもの。	活動用	寺間数	1 p/時間	5 р	活動内容及び参加等を証明する書	
	LAKIM	活動	原則として、業務として行うものを除く)	111 33/11	-2 IHJ 200	T D \11 lb1	υр	類を添付して個人会員が申請。	
								EUL) - mpopto 7% M - W-24 ~ U A	
			主任担当者として担当した補償コンサルタ	1	件	1 p/件		原則として、TECRIS 登録業務の場合	
			ント業務	1	11	1 P/ 11		は登録の写しを添付して個人会員	
l							あわせて	が申請。それ以外の税抜 100 万円以	
業務経	験	業務実績	担当技術者、業務従事者として担当した補	1	件	1 p/件	5 p	上の補償コンサルタント業務につ	
			償コンサルタント業務	-	, ,	- P/ II	σр	いては、業務に従事したことを証明	
			照査技術者として担当した補償コンサルタ		6.1			する書類を添付して個人会員が申	
			ント業務	1	件	1 p/件		請。	
L			V 1 751/J						

	執筆活動	専門誌原稿執筆(補償コンサルタントに関 連するものに限る。共同執筆、共著を含む)	ページ数	1 p/頁 (A4換算)	なし	原則として、会報誌の写し等、執筆 したことを証明する書類を添付し て個人会員が申請。
		構成団体会報原稿執筆	1 件	1 p/件		会報を発行した構成団体が申請。
		構成団体の役員会、委員会等の活動(<mark>意見</mark> 交換会・事例発表会等)	活動回数	1 p/回		原則として、構成団体が登録。
技術協力	委員会活動	構成団体以外の団体の委員会等活動(補償 コンサルタントに関連するものに限る)	活動回数	1 p/回	あわせて 10p	原則として、参加等を証明する書類 を添付して個人会員が申請。
		構成団体の総会(支部総会、部会総会を含む)	出席時間数	1 p/時間		原則として、構成団体が登録。
	補償業務	試験問題の作成	科目数	4 p/科目		(一社)日本補償コンサルタント協
	管理士試	問題回答等の審査・査読	科 目 数	4 p/科目	なし	会(補償業務管理士試験委員会)が
	験	口述試験の立会い	コマ数	1 p/コマ		登録。
	専門雑誌	協会誌「補償コンサルタント」及び構成団 体発行誌の掲載記事による学習	購読冊数	0.5p∕⊞	あわせて	原則として、購読を証明する書類を
自己学習	購読	その他団体等の会報誌・機関紙及び市販の 専門雑誌等(補償コンサルタントに関連す るものに限る)の購読による学習	購読冊数	0.5p∕⊞	1 0 p	添付して個人会員が申請。
その他	関連活動	その他補償コンサルタント業務に関連する 活動等	適宜	適宜	5 p	原則として、内容が相応する活動で あること等を証明する書類を添付 して個人会員が申請。

- (注記) ※時間数、日数、頁数を換算単位とするものは、それぞれの1ポイント相当に満たない端数は切り捨てるものとする(自己学習を除く)。
 - ※ポイントの付与と証明は、原則として実施日(実施期間の最終日)とする。
 - ※年間上限ポイントについては、証明期間が1年以内の場合はその期間内で、証明期間が1年を超える場合は1年ごとに、それぞれ上限を超えたポイントは証明の対象としない。
 - ※業務実績が補償コンサルタント業務であることの判断基準は、補償コンサルタント登録規程第2条の定めを準用する。
 - ※上記の換算ポイント数を適用し難い事由があるときは、運営委員会の議を経て異なるポイントの換算をすることができる。
 - ※「評価基準の概要・登録の方法等」欄で、申請とあるものは運営委員会の審査を経て登録するものである。
 - ※一般研修・講習のその他一部団体とは、国、地方公共団体、用対連、(一財)公共用地補償機構、(一財)全国建設研修センター、 (一社)日本補償コンサルタント復興支援協会を指します

• 別紙 2-2

学習プログラム別のポイント付与及び添付資料の例、登録費用

	形態	1	実施主体	単位数 (端数切捨)	年間 上 ポイ ント	事前申請	添付資料の例	ポイント 申請者	登録費用
	特別認定	補價業務格管更新講賞業務格 業務格 電理 業務格 電理 工修	構成団体 (本部試験 部)	15P ななり 大通 38P もり 17 部門) 54P		不要	本部(CPD事務局)にて申請するので 不要です。	CPD 事務局	無料
		14.6/112	構成団体	専門 (総合) 48P 分類 I : 1P/30 分		必要	●研修会等の実施案内(次第)の写し**	実施した 構成団体	無料
	研修会	一般研修• 講習	その他一部 団体 ^{**2}	分類 II : 1P/1 時間					CPD 法人会員所属: 無料
参加学	•講習会	講演会・ シンポジウ ム	主催団体登録のある団体 上記以外の団体	1P/1 時間	し	不要	●研修会等の実施案内(次第)の写し** ●受講証明書等の受講を証明する書類の写し	出席した個人会員	所属法人が非会員: 有料:1,000円/件 平成30年度より一律 有料の予定: 1,000円/件
習		講習会・研	E414-	分類 I			●研修会等の実施案内(次第)の写し* ●研修会等の実施風景写真(講師及び	実施した 法人会員	無料
	企業内の 研修・講 習	修会の参加講習会・研修会の講師	法人会員	:1P/1 時間 講師 分類 I: 1P/30 分	10P	不要	出席者全員がわかるもの) ●出席者名簿の写し ●外部参加者の場合は、受講証明書等 の受講を証明する書類の写し(主催が 発行したもの)	外部から 出席した 個人会員	外部 CPD 法人会員所 属:無料 所属法人が非会員: 有料:1,000円/件
	海外調	調	構成団体	2P/1 日	oD/1 [1			実施した 構成団体	無料
	査 · 会 議・教育 セミナー	海外調査等	官公庁 上記以外	2F/1 口 (出・帰国日は 対象外)	なし	不要	●海外調査等の実施案内(行程表、セミナー時間割等)の写し* ●参加を証明する書類の写し	参加した 個人会員	CPD 法人会員所属: 無料 所属法人が非会員: 有料:1,000円/件

		講師		分類 I : 1P/15 分 分類 II : 1P/30 分		必要	●研修会等の開催案内(次第)の写し** ●講師依頼書または講師証明書の写し	実施した 構成団体 構成団体以	構成団体が登録する ものは無料 構成団体が登録する	
情報	講師等	専門学校講師	不問			~=	●専門学校講師依頼書の写し ●講師毎にカリキュラム終了後、講義 時間と依頼先がわかる資料	解放団体が 外が実施し たのは個人 会員	もの以外は所属法人 が非会員の場合有 料:1,000円/件	
提供		調査研究等発表		1P/15 分		不要	●調査研究発表の開催案内(次第)の 写し** ●調査研究発表をしたことを証明する 書類の写し	発表した個人会員	CPD 法人会員所属: 無料 所属法人が非会員: 有料:1,000円/件	
	社会貢献	社会貢献活 動 <mark>*3</mark>	個人会員	1P/1 時間	5P	不要	●活動内容を記した書類の写し** ●活動に参加したことを証明する書類の写し	実施した個人会員	CPD 法人会員所属: 無料 所属法人が非会員: 有料:1,000円/件	
業			法人会員				●TECRIS 登録業務の場合は登録内容 確認書の写し(完了済み) ●上記以外の業務の場合は、契約書及	受注した 法人会員	無料	
務経験	業務実績		法人会員で ない企業等	1P/1 件	5P	不要	び業務内容 (完了済み)・業務従事者が わかる書類の写し (AGRIS業務カルテ、主 任担当者届、業務従事者届、身分証明書発行願、 作業計画書の従事者の頁等)	従事した個人会員	有料:1000円/件	
技術	執筆活動	個人会員		1P/頁 (A4 換算)	な	不要	●執筆した書籍、雑誌等の表紙、奥書 及び執筆した全頁の写し	執筆した 個人会員	CPD 法人会員所属: 無料	
協力	孙 丰伯男	構成団体 会報	構成団体	1P/1 件	し	一个安	●執筆者がわかる書類	発行した 構成団体	所属法人が非会員: 有料:1,000円/件	

			構成団体	1P/1 回			●開催ごとの委員会等の開催通知(次 第) [※]	実施した構成団体	無料
技	委員会 活動	委員会	不問	1Р/1 回	合 計 5P		●委員就任依頼書 ●開催ごとの委員会等の開催通知(次 第)※	出席した個人会員	CPD 法人会員所属: 無料 所属法人が非会員: 有料:1,000円/件
術 協 力		構成団体 総会	構成団体	1P/1 時間		不要	●総会開催通知(次第) <mark>*</mark>	開催した 構成団体	無料
	補償業務管	理士試験	構成団体	試験問題の作成: 4P/科目 問題解答等の 審査・査読: 4P/科目 口述試験の立会 い:1P/コマ	なし	不要	本部 (CPD 事務局) にて申請するので不要です。 ●構成団体(本部) からの内容を明記した依頼書、委嘱状、謝金支払書の写しのいずれか	CPD 事務局	無料
自		構成団体			合	必要	●構成団体会報誌の写し(8頁を超えるものは委員会へ郵送)	発行した 構成団体	無料
己学習	専門雑誌購読	用地ジャーフ	ナル	0.5P/ Ⅲ	計 10P	不要	●購読料領収書の写し(購読期間が明記されたもの)	購読契約を している法 人会員又は、 個人会員	CPD 法人会員所属: 無料 所属法人が非会員: 有料:1,000円/件
その他		i償コンサル に関連する	不問	適宜	5P	不要	●活動内容を証明する書類** ●活動に従事したことを証明する書類**	法人会員又 は、従事した 個人会員	CPD 法人会員所属:無料 所属法人が非会員: 有料:1,000円/件

※実施案内、活動内容を記した書類、次第等は、講演内容・時間等、学習プログラム申請時の「必須情報」が確認できるものをご用意下さい ※2 その他一部団体とは、国、地方公共団体、用対連、(一財)公共用地補償機構、(一財)全国建設研修センター、(一社)日本補償コンサルタント 復興支援協会、を指します(一般研修・講習のみ)

※3 社会貢献活動とは、「災害などで、補償コンサルタント業務をボランティアとして行った場合」とします

別紙3

補償コンサルタントCPD公認講師の資格に係る基準

補償コンサルタントCPD学習プログラムの円滑な遂行を図るため、「補償コンサルタントCPD」の講師は、補償コンサルタントに関する一定水準以上の技術の知識・経験が必要である。

このため、下記の補償コンサルタントCPD「公認講師」の資格基準により、研修会、講習会等の講師の技術水準の確保を図るものである。

当該講師の名称は「公認講師」として、委嘱は主催する構成団体の長が行う。なお、講師に不適切な行為等があった場合には、「公認講師」を取り消すものとする。

記

公認講師は、次の各項の一つ以上を満たしている者とする。

- 1. 補償業務管理士の有資格者で、資格取得後5年以上の経験を有する者
- 2. 補償コンサルタント業務に関し、15年以上の経験を有する者
- 3. 学校教育の場において補償コンサルタント業務に関連する教員資格を有する者
- 4. 新技術等の知識を修得している者
- 5. 補償コンサルタント関係の関連法規に関する知識を有する者
- 6. 推薦を経て構成団体の長が特に認めた者

様式等について

「補償コンサルタントCPD」制度における各種の証明書の様式について以下のとおり定める。

なお、各種登録または申請手続は、すべてWeb上のシステムを利用して行うため、申請に係る様式は特に定めず、各種申請に必要な添付書面等は以下に定めるとおりとする。

万一、システムを利用できない場合やシステムの長期間のトラブルの場合で、システム上での申請ができない場合は、申請書様式1(郵送による申請)に申請の内容等の必要事項を記して、記名押印のうえ、以下の必要な添付書類を同封して事務局まで郵送するものとする。

なお、文書郵送による申請に対する手数料は、システムトラブルの場合を除き「5. 補償コンサルタントCPDの構成 ⑧諸手続及び手数料」は適用せず、証明書発行費用を申し受ける。また、受付または登録もしくは証明書発行まで日数を要することがあるので注意願いたい。

申請書様式1

補償コンサルタント CPDにかかる申請書 (郵送用)

補償コンサルタントCPD運営委員会 御中

下記の事項について、必要書類を添付して申請します。

申 請 日	平 成	年	月 日	
申 請 者 氏 名 (個人会員名)				印
C P D 会 員 番 号 (入会の場合不要)				
連絡先電話番号 (携帯も可)				
申 請 の 種 別 (いずれかに○、申請書1 枚につき1申請とします)	学習履歴	証明書発行		会 ・ ポイント登録 ント証明書発行)
申 請 の 詳 細 (マニュアルの各手続に 必要な事項を漏れなく記載してください)				

※入会の場合は、顔写真(旅券用写真程度)を添付してください。変更の場合で顔写真の変更を希望する場合も同様です。申請の種別がその他の場合は、その内容を記載してください。 ※ポイント登録の場合は、必要な書類の写しを添付してください。

補償コンサルタントCPD学習プログラム認定書

(構成団体または実施団体名) 御中

下記の学習プログラムを以下のとおり認定します。

申	Ti ti	青	月	平成〇〇年〇〇月〇〇日
申	請	者	名	
学	習プロ	グラ	ム名	
	ロ グ ラ 学 習		種 類 容)	□補償の法理等共通 □土地調査 □土地評価 □物件 □機械 工作物 □営業補償・特殊補償 □事業損失 □補償関連 □総 合補償 □倫理 □経営改善 □一般教養 □その他、土木・測 量・建築等の補償コンサルタント周辺分野または科目 ※実際の証明書は、実施した分野だけを表記します。
会	坊	员	名	
開	催日(開始	日)	平成〇〇年〇〇月〇〇日
開付	崔 日 (終了	日)	平成○○年○○月○○日
主	作	崔	者	
連 住 TEI	が ・FAX	-	先 当 者 mail	
	賞 コン † P D 学習			C P D C A — —
認	定 ポ /	イン	ト数	ポイント

平成○○年○○月○○日

補償コンサルタントCPD学習プログラム 取得ポイント証明書

氏 名

登録番号

所 属

上記の者の取得ポイント数について以下のとおり証明します。

証明期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
取得ポイント数	ポイント

平成○○年○○月○○日

補償コンサルタントCPD協議会



証明書番号 СРОСА- -

補償コンサルタントCPDプログラム 学習履歴証明書(個人用)

氏 名

会員番号

所 属

上記の者の学習履歴について以下のとおり証明します。

証明期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年	〇〇月〇〇日
年 月 日	プログラム名	ポイント数
	<u>습</u> 함	

平成〇〇年〇〇月〇〇日

補償コンサルタントCPD協議会ト CPD 協議会と印

証明書番号 СРОСА- -

補償コンサルタントCPDプログラム 学習履歴証明書(法人用)

法人等名

会員番号

上記の法人等に所属する個人会員の学習履歴について別紙のとおり証明します。

平成○○年○○月○○日

補償コンサルタントCPD協議会



証明書番号 СРОСА- -

法 人 等 名		
会 員 番 号		
証 明 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇	〇〇月〇〇日
個人会員氏名及び 個人会員番号		
年 月 日	プログラム名	ポイント数
	合 言	+
個人会員氏名及び 個人会員番号		
年 月 日	プログラム名	ポイント数
	合 言	+
個人会員氏名及び 個人会員番号		
年 月 日	プログラム名	ポイント数
	合 青	+
		1

依頼書様式1

【CPD会員証再発行依頼書】

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 会 長 坂田隆史 殿

改名の為

紛失

破損

登録記入ミス

		自宅住房	听			
		申請者				戶
		所属法。	人名称 _			
			属法人名	称を会員証	に記載しない	い場
				✓ ?	を入れてくだ	ごさい
		電話番号	号			
		会員番号	号			
CPD	会員再発行依頼日	平成	年	月	日	
CPD ID番号 (又は管理士番号)		会 員 証 発 行 氏 名				
発送先住所						_
依頼理	由 該当する項目に○をつ	けてください(任	:意)			

法人名称変更 転職又は退職による所属法人変更・解除

※CPD会員証再発行依頼書の提出後、請求書が発送されます。

補償コンサルタントCPD規程集

補償コンサルタント継続的能力開発(CPD)制度協議会要綱

平成 28 年 1 月 14 日 制定

(名 称)

第1条 この協議会は、補償コンサルタント継続的能力開発(CPD)制度(以下、「補償コンサルタントCPD」という。)協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、補償コンサルタント分野における技術者の能力の維持・向上を支援するため、会員間での補償コンサルタントCPDの推進に係わる連絡や調整を図ることを目的とする。

(会 員)

- 第3条 協議会の会員は、別表に掲げる機関(以下、「構成団体」という。)と する。
 - 2 構成団体以外の団体等が、協議会に加入を希望する場合は、協議会で 協議してこれを決定する。
 - 3 構成団体以外の会員が、協議会から退会する場合は、速やかにその旨 を届け出る。

(会長及び副会長)

- 第4条 会長には、一般社団法人日本補償コンサルタント協会(以下、「協会」 という。)の会長を充てる。
 - 2 協議会の決議機関は、協会の理事をもって構成する。
 - 3 協議会に副会長3名以内を置くこととし、協会理事の中から選出する。

(会長等の職務)

- 第5条 会長は、協議会の代表として、協議会の円滑な運営を図る。
 - 2 副会長は、会長を補佐する。

(会議の開催)

- 第6条 協議会は、会長が必要と認めたときに開催する。
 - 2 協議会は、会長が招集し、これを主宰する。
 - 3 会長は、必要に応じてオブザーバーの参加を求めることができる。

(協議事項)

- 第7条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を 協議する。
 - ① 継続教育に係わる諸課題の調整に関すること。
 - ② 継続教育に取り組む技術者の利便向上に関すること。
 - ③ その他、継続教育の推進に関すること。

(運営委員会の設置及び構成)

- 第8条 協議会に補償コンサルタントCPD運営委員会(以下、「運営委員会」 という。)を置く。
 - 2 運営委員会に属する委員は、会長がこれを任命する。
 - 3 運営委員会には、委員長を置く。
 - 4 委員長は、委員の中から会長が指名する。
 - 5 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、自ら議長となる。

(運営委員会の職務)

第9条 運営委員会の行う職務等は別に定める。

(事務局)

- 第10条 協議会に補償コンサルタントCPD運営事務局(以下、「事務局」という。)を置く。
 - 2 事務局は、協会本部に置き、協議会及び運営委員会の事務を処理する。
 - 3 事務局に事務局長を置き、事務局長には協会の専務理事を充てる。
 - 4 事務局の職員は、会長の承認を得て、事務局長が任命する。

(事務局の職務)

第11条 事務局の行う職務等は別に定める。

(費用の負担)

第12条 協議会、運営委員会及び事務局の運営に必要な経費は、補償コンサルタントCPDの収入を充て、不足については必要に応じて協会の収入を充てる。

(要綱の変更及び規程等の制定)

第13条 本要綱の変更及び事務処理に必要な規程等の制定については、協議会 で審議し、決定する。

(補 則)

第14条 この要綱に定めのない事項については、協議会でその都度協議して定 める。

附 則 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

別表(第3条)

補償コンサルタントCPD協議会構成団体(本部、10支部、39部会)

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

同	北海道支部	
同	東北支部	
同	同	青森県部会
同	同	岩手県部会
同	同	秋田県部会
同	同	宮城県部会
同	同	山形県部会
同	同	福島県部会
同	関東支部	
同	同	茨城県部会
同	同	栃木県部会
同	同	群馬県部会
同	同	埼玉県部会
同	同	千葉県部会
同	同	東京都部会
同	同	神奈川県部会
同	同	山梨県部会
同	同	長野県部会
同	北陸支部	
同	同	新潟県部会
同	同	富山県部会
同	同	石川県部会
同	中部支部	
同	同	静岡県部会
同	同	愛知県部会
同	同	岐阜県部会
同	同	三重県部会
同	近畿支部	
同	同	福井県部会
同	中国支部	
同	同	岡山県部会
同	同	広島県部会
同	同	島根県部会
同	司	鳥取県部会
同	同	山口県部会
同	四国支部	
同	同	香川県部会
同	同	徳島県部会
同	同	愛媛県部会

同	同	高知県部会
司	九州支部	
司	司	福岡県部会
司	同	大分県部会
司	司	佐賀県部会
司	同	長崎県部会
司	司	熊本県部会
司	同	宮崎県部会
司	司	鹿児島県部会
同	沖縄支部	

合 計 50団体(本部、10支部、39部会)

補償コンサルタント継続的能力開発(CPD)制度運営委員会要領

平成28年1月14日 制定

(目 的)

第1条

この要領は、補償コンサルタント継続的能力開発(CPD)制度運営委員会(以下、「運営委員会」という。)を円滑に推進するために、補償コンサルタント継続的能力開発(CPD)制度協議会要綱(以下、「協議会要綱」という。)に基づき、補償コンサルタント継続的能力開発(CPD)制度協議会(以下、「協議会」という。)の構成団体及び会員との連絡や調整を図ることを目的とする。

(運営委員会の職務)

- 第2条 協議会要綱第9条に定める運営委員会の行う職務等は、次のとおりと する。
 - 一 補償コンサルタント継続的能力開発(CPD)制度運営マニュアルの作成、改定に関すること
 - 二 ポイント数を含む教育プログラムの認定に関すること
 - 三 学習履歴など証明書の発行に関すること
 - 四 構成団体との連絡及び調整に関すること
 - 五 その他協議会が必要と認めた継続教育の運営に関すること

(運営委員会の開催)

第3条 運営委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

(事務局の職務)

- 第4条 協議会要綱第11条に定める事務局の行う職務等は、次の職務を行う ほか、運営委員会を補佐し必要な事務を処理するものとする。
 - 一 CPD会員の登録及び退会に関すること
 - 二 CPD会員のポイントの管理に関すること
 - 三 CPD会員からの会費及び手数料の請求及び収受に関すること
 - 四 CPD制度運営の収入及び支出の管理に関すること
 - 五 その他、CPD運営上必要な事務処理に関すること

(補 則)

第5条 この要領に定めのない事項については、運営委員会でその都度協議して定める。

附 則 この要領は、平成28年2月1日から施行する。

補償コンサルタント CPD 会員各位

補償コンサルタント CPD 事務局

CPD マニュアル ver1.4 改訂箇所

平成29年4月1日より、CPDマニュアルをver1.4に改訂いたします。その変更内容を下記の通りご案内致します。

記

1、主な改訂内容

- 1) 参加学習 研修会・講習会
 - ・国、地方公共団体、用対連、(一財)公共用地補償機構、(一財)全国建設研修センター、(一社)日本補償コンサルタント復興支援協会、の参加学習のポイント付与を構成団体主催の研修会・講習会と同じにします。(分類 I:2P(ポイント、以下同じ)/1時間、分類 II:1P/1時間)
 - ・平成 30 年度から、外部団体主催の研修会・講習会の申請手数料を、申請者が協会会員所属か否かを問わず一律 1,000 円/件(税込)とします(予定)。
- 2) 技術協力
 - ・構成団体発行の機関誌原稿の執筆活動は、1P/件とします。
 - ・口述試験の立会いは 1P/30 分から 1P/1 コマに変更します。
- 3) その他
 - ・学習プログラム申請時に必要な添付書類の例と登録費用を明示した、別紙 2-2「学習プログラム別のポイント付与及び添付資料の例、登録費用」を追加します。それに伴い、別紙 2 は、別紙 2-1 に変更されます。

2、追記事項

- 1) 学習履歴の登録
 - ・学習プログラムを申請後、差し戻された場合、一定期間後削除する旨の追記
- 2) CPD 会員証再発行
 - ・再発行の方法。補償業務管理士試験合格時に、登録情報変更による再発行の手数 料がかかる旨の追記
- 3、その他
 - ・会員証イメージの変更
 - ・誤字等の訂正

以上